

指定施術機関(廃止)

※中国残留邦人等支援法第14条第4項において、その例とされた指定

区分名	施術者氏名	住所（施術者が施術所を開設している場合は、施術所所在地）	施術所名称（施術者が施術所を開設している場合のみ表示）	廃止年月日	支援給付※
柔道整復	今泉 昌己	新城市稲木字沢渡り869-33	今泉接骨院	2026/01/31	みなし指定